

行政手続法

法律番号：平成5年法律第88号
最終改正：令和5年法律第63号

目次

- 第1章 総則 (1条—4条)
- 第2章 申請に対する処分 (5条—11条)
- 第3章 不利益処分 (12条—31条)
- 第4章 行政指導 (32条—36条の2)
- 第4章の2 処分等の求め (36条の3)
- 第5章 届出 (37条)
- 第6章 意見公募手続等 (38条—45条)
- 第7章 補則 (46条)

法令の目次を掲載することで、法律の全体像を把握しやすく

第1章 総則

(目的等)

第1条 この法律は、**処分**、**行政指導**及び**届出**に関する手続並びに**命令**等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における**公正**の確保と**透明性**⁽¹⁾の向上を図り、もって**国民の権利利益**の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⁽¹⁾ 行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。

[1] に入るカッコ書きを脚注に移動することで、本文とカッコ書きを分けて理解しやすく

- 一 **法令** 法律、法律に基づく命令^[2]、条例及び地方公共団体の執行機関の規則^[3]をいう。
- 二 **処分** 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- 三 **申請** 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分^[4]を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- 四 **不利益処分** 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分
 - ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処

- [2] 告示を含む。
- [3] 規程を含む。以下「規則」という。
- [4] 以下「許認可等」という。

数字を大きく表示して、目的の条文を見つけやすく

キーワードは、色ゴチック・黒ゴチック・傍点を使って読みやすく

脚注化されたカッコ書きも、キーワードにゴチック・傍点を付加

分
ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

五 **行政機関** 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらに置かれる職員である法律上独立に権限を行使することを認められた職員

ロ 地方公共団体の機関^[1]

六 **行政指導** 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

七 **届出** 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為^[2]であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの^[3]をいう。

八 **命令等** 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令^[4]又は規

- [1] 議会を除く。
- [2] 申請に該当するものを除く。
- [3] 自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。
- [4] 処分の要件を定める告示を含む。次条第2項において単に「命令」という。

則
ロ 審査基準^[5]
ハ 処分基準^[6]
ニ 行政指導指針^[7]
(適用除外)
第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の各条までの規定は、適用しない。

- 一 国会の両院若しくは一院又は議会の**議決**によってされる処分
- 二 裁判所若しくは裁判官の**裁判**により、又は裁判の執行としてされる処分
- 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の**議決**を経て、又はこれらの**同意**若しくは**承認**を得た上でされるべきものとされている処分
- 四 **検査官会議**で決すべきものとされている処分及び**会計検査**の際にされる行政指導
- 五 刑事事件に関する法令に基づいて**検察官**、**検察事務官**又は**司法警察職員**がする処分及び行政指導
- 六 国税又は地方税の犯罪事件に関する法令^[8]に基づいて**国税庁長官**、**国税局長**、**税務署長**、**国税庁**、**国税局**若しくは**税務署**の当該職員、**税関長**、**税関職員**又は**徴税吏員**^[9]がする処分及び行政指導並

- [5] 申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。
- [6] 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。
- [7] 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。
- [8] 他の法令において準用する場合を含む。
- [9] 他の法令の規定に基づいてこれらの

本文に残ったカッコ書きにアミ掛けをして、本文と区別しやすく

わずかこれだけの条文の中に…

…これほど多くのカッコ書きが！本文と分けて読まなければ、とても理解できない——初めてそれを実現したのが、本書です！ぜひ一般の六法と比べてみてください。本書の便利さが、きっとよくわかります。